

山梨県広報誌「ふれあい」及び  
山梨県ホームページへの広告の掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準(以下「掲載基準」という。)に基づき、山梨県広報誌「ふれあい」(以下「ふれあい」という。)に掲載する広告及び山梨県が公開・管理するホームページ(以下「県ホームページ」という。)に掲載するバナー広告の取り扱いに関し必要な事項について定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 ふれあいに掲載する広告の掲載位置及び規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置 ふれあい中の県が指定する場所
- (2) 枠数 年4号発行 各号4枠
- (3) 規格 縦50ミリメートル、横180ミリメートル

2 県ホームページに掲載するバナー広告の掲載位置及び規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置 県ホームページ中の県が指定する場所
- (2) 枠数 仕様書に定める
- (3) 規格 縦50ピクセル、横200ピクセル  
10KB以下のJPEGもしくはGIFによる静止画像

(広告の内容)

第3条 ふれあい及び県ホームページに掲載する広告の内容は、掲載基準に基づき県が判断する。

(広告取扱事業者)

第4条 ふれあい及び県ホームページに広告を掲載する枠は、県と広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)に適正な価格で提供するものとする。

- 2 広告取扱事業者は、競争入札により選定する。
- 3 競争入札を行うにあたり必要な事項は、県が別に定める。

(広告主の募集)

第5条 広告取扱事業者が取り扱う広告枠へ広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の募集は、広告取扱事業者が行う。

(広告掲載の事前協議)

第6条 広告取扱事業者は、ふれあいへの広告掲載を希望する者の広告案を取りまとめ、ふれあい発行日から起算して原則45日前までに県に協議するものとする。協議が遅延する場合は、ふれあい発行日から起算して45日前までにその旨県に申し出るものとする。

とする。

- 2 広告取扱事業者は、県ホームページへの広告掲載を希望する者（次条第1項において「広告掲載希望者」という。）の広告案及びリンク先を取りまとめ、掲載開始日から起算して15日前までに県に協議するものとする。

（広告の掲載決定）

第7条 県は、前条の規定による協議を受けたときは、広告案（ホームページのバナー広告については、広告からのリンク先として広告掲載希望者が指定したホームページの内容を含む）について掲載基準に基づき審査を行い、当該広告掲載の可否を決定する。この場合において、県は、必要に応じて広告取扱事業者及び広告掲載希望者に対し、説明を求めることができる。

- 2 県は、前条の規定により提出された広告案の修正が必要であると判断した場合は、広告取扱事業者に修正を依頼することができる。広告取扱事業者は正当な理由がない場合は、修正に応じなければならない。
- 3 広告掲載の可否の決定にあたっては、地域性、公共性の高い広告を優先させるものとする。

（掲載決定の取り消し）

第8条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 当該広告が掲載基準に合致しなくなったと認められるとき
  - (2) その他広告の掲載に支障が生じたとき
- 2 前項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、契約金額の減額は行わない。また、広告主への補償も行わない。

（掲載の取り下げ）

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を取り下げるときは、広告取扱事業者を通じて書面により県に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載が取り下げられた場合、県は広告取扱事業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

（バナー広告の掲載中止）

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を直ちに中止できるものとする。

- (1) 掲載基準に合致しないと判断したとき
  - (2) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと判断したとき
- 2 前項の規定により、バナー広告の掲載を中止したときは、当該広告取扱事業者に通知するものとする。

（バナー広告の変更）

第 1 1 条 バナー広告の広告取扱事業者は、事業の実施期間内において、広告の内容等を月単位で変更することができる。

2 前項の規定により広告取扱事業者が広告を変更しようとするときは、第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

3 前項の規定により提出された広告原稿の変更は第 6 条第 2 項の規定を準用する。

(バナー広告のリンク先の変更)

第 1 2 条 バナー広告の広告取扱事業者は、広告のリンク先を変更するときは、あらかじめ変更後のリンク先について第 7 条の規定により審査を行うとともに、変更しようとする日から起算して 1 0 日前までに変更の可否について県と協議しなければならない。

(広告取扱事業者の責務)

第 1 3 条 広告取扱事業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告取扱事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告取扱事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(報告の徴収)

第 1 4 条 県は、第三者から広告の内容に関し苦情が寄せられた場合その他必要があると認める場合は、広告取扱事業者に対し、広告主に事実関係を確認し、その結果を県に書面で報告するよう求めることができる。

(その他)

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要領は平成 2 1 年 3 月 1 9 日から施行する。

この要領は平成 2 4 年 1 月 2 3 日から施行する。

この要領は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は令和 3 年 2 月 8 日から施行する。